

南区ブランド「M&GREENs」ロゴマーク 使用ガイドライン

1 はじめに —南区ブランド「M&GREENs」ロゴマークとは—

堺市南区では、「南区ブランド戦略」に基づき、南区ブランド「M&GREENs」（エム・アンド・グリーンズ）の確立をめざしています。

「M&GREENs」は、堺市の登録商標で、南区で「みどりとともにかなえる豊かな暮らし」をイメージ化した表現です。「M」は南（Minami）区での魅力（Miryoku）のある未来（Mirai）を表し、「&GREENs」はあふれる緑や緑空間（GREENs）のなかでのさまざまな豊かなライフスタイル（安全・安心・健康・癒し・自然・環境など）を表しています。

この南区ブランド「M&GREENs」を発信していくために、ロゴマークを募集し、令和6年5月に本ロゴマークを決定しました。

堺市南区では、ロゴマークを活用し、南区全体で南区ブランドの発信や区の魅力向上をめざしています。

南区ブランド「M&GREENs」の取組にご賛同いただき、「南区ブランドを一緒に発信したい」「南区の魅力を一緒に向上させたい」と南区を応援いただける方は、ぜひ、「M&GREENs」ロゴマークを使用いただき、一緒に南区ブランドを発信していきましょう！

2 ロゴマークのデザインとコンセプト

ロゴマークについて



デザインのコンセプト

笑顔で明るく、「みどりとともにかなえる豊かな暮らし」を向上するという意味が込められています。

M&GREENs の“M”と“G”の形を使い、M の部分は笑顔で明るい未来、G の部分はガッツポーズをしているような形で、豊かな暮らし等を向上させることを表しています。また、新芽（双葉）は今後の新しいくらしや自然を表しています。

3 ご使用条件とロゴマークの種類について

ご使用の条件

- 1 使用料は「無料」です。
- 2 官公庁だけでなく、個人や法人・団体の皆さまもご使用いただけます。
- 3 使用にあたり届出は不要です。ただし、販売目的で使用する場合は、営利団体が使用する場合は、事前に届出が必要になります。
- 4 使用期限は「届出日から3年が経過した日の属する年度末まで」です。

ロゴマークの種類

使用できるロゴマークのデザインは6種類です。データの形式は、JPEG形式、PNG形式、AI形式です。

	横型ロゴマーク	縦型ロゴマーク
カラー		
モノクロ（黒字）		
白抜き		

個人・非営利団体の場合

個人の範囲で使用する場合や、非営利団体が販売目的以外で使用する場合は手続き不要です。

※個人・非営利団体であっても販売目的で使用する場合は、事前に届出が必要になります。

使用者		使用例	届出
個人の方		名刺、SNS、ホームページ、手紙等	不要
		販売目的で使用する場合（商品・商品宣伝等）	必要
団体の方	官公庁 非営利団体（自治会、堺市の外郭団体、学校（大学を含む）、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、その他堺市南区長が認める団体）※	ポスター、チラシ、SNS、ホームページ、シール、冊子、回覧板、衣類等	不要
		販売目的で使用する場合（商品・商品宣伝等）	必要

※南区ブランド「M&GREENs」ロゴマーク使用要領第2条第1項に記載の「堺市南区長が認める非営利団体」

営利団体の場合

営利団体が使用する場合は、事前に届出が必要になります。

使用者	使用例	届出
営利団体（企業・商店・店舗・個人事業主等）	名刺、SNS、ホームページ、手紙 ポスター、チラシ、シール、冊子、包装紙、衣類、看板、のぼり、商品等	必要

① 使用の届出

堺市南区ホームページから届出書をダウンロード



必要事項を記入



メールもしくは郵送でご提出

※堺市電子申請システムでの届出も可能です。

※販売目的で使用する場合は、商品のイメージ写真等の添付が必要になります。

※使用範囲の拡大等、届出内容に追加・変更があった場合は、変更届出書の提出が必要になります。

② 使用の開始

堺市南区ホームページから、ロゴマークのデザインをダウンロードしてご使用ください。

※届出内容に疑義がある場合は、使用を差し止めさせていただく場合があります。

6 使用例



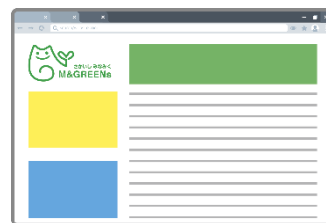
T シャツ



紙袋



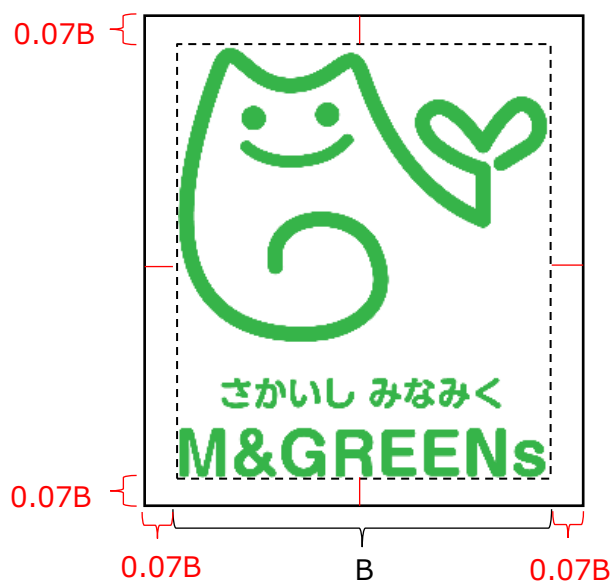
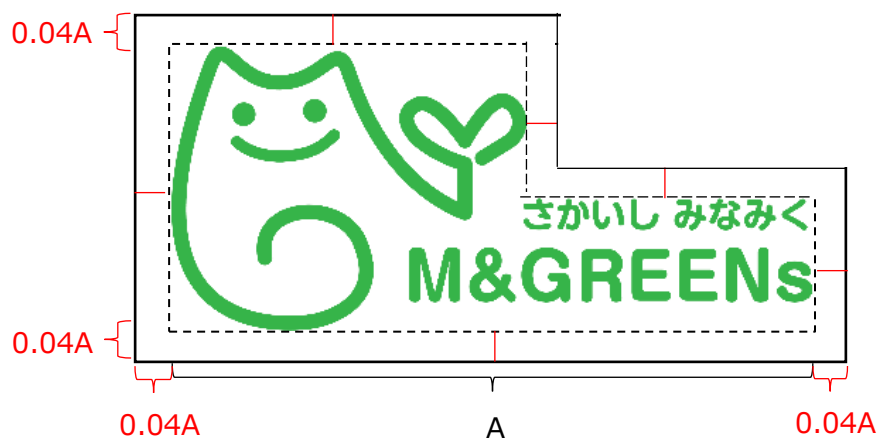
包装紙



ホームページ

7 プロテクトエリア

以下のとおりプロテクトエリア（保護エリア）を設けます。このエリアに他のデザイン要素や文字などを表示しないでください。



8 最小サイズの使用基準

使用サイズは、以下のサイズ以上で使用してください。





■ (カラーコード) #22ac38
(CMYK) C:72%、M:0%、Y:100%、K:0%

10 表示色と背景との関係

原則として、なるべく白地に指定色で使用してください。

ロゴマークは、コントラストの得られない表示を避け、以下の例を参考にして、常に明瞭に表示してください。

(表示は目安です。モノクロでの使用も同様。)

原則の使用



○明るい背景



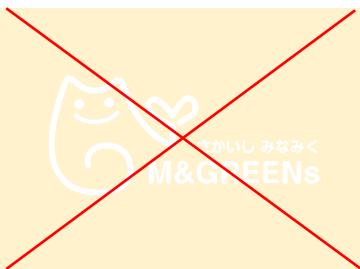
○暗い背景



○写真の場合



○使用禁止例

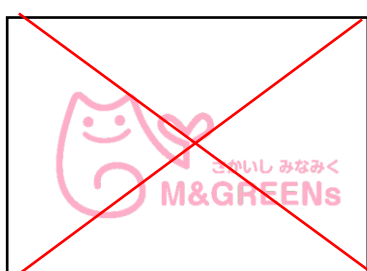


1 1 禁止事項

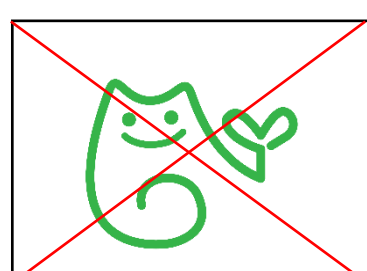
ロゴマークのイメージ統一のため、以下のように使用しないでください。



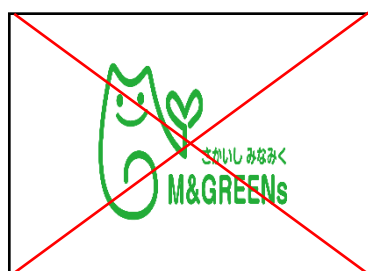
文字を他の色で囲うなどプロテクトエリア内を編集しての使用



既定カラー以外での使用



ロゴマークの一部を抜粋しての使用



一部または全部を変形しての使用、縦横比の変更



ぼかしやドロップシャドウを加えての使用



プロテクトエリア内に文字や図形を入れての使用

資格要件について

・以下の要件に該当する業種、団体等は、ロゴマークを使用いただけませんのでご注意ください。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (3) ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 3 0 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (6) 総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人
- (7) その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者
- (8) 堺市から入札参加停止等を受けている企業等
- (9) 堺市の市税を滞納している者
- (10) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）及び会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生・更生手続中の者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める者

ロゴマークの使い方について

・使用する権利を譲渡し、又は転貸しないでください。

・堺市南区が当該ロゴマークを使用した対象物の品質や役務の内容を保証するものではないことを理解の上でロゴマークを使用してください。

・以下の要件に該当する内容に、ロゴマークを使用しないでください。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (2) 堺市の信用又は品位を害するものと認められるもの
- (3) 南区ブランドのイメージを損なうおそれがあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあるもの
- (5) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または、支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの
- (6) 特定の個人もしくは法人その他の団体又は商品等を支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの
- (8) 第三者の利益を不当に害するものと認められるもの
- (9) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるもの
- (10) 禁止事項に記載の改変等を行うもの
- (11) その他不適当と認められるもの

留意事項

- ・ロゴマークに関する著作権等は堺市に帰属します。
- ・ロゴマークを使用した対象物又は役務に係る事故、苦情が発生した場合は、速やかに堺市南区に報告し、使用者が使用者の責任の下に処理してください。
- ・使用者が届出のあった範囲を逸脱して使用していると認めたときは、使用者に改善を指示する場合や、使用を差し止める場合があります。
- ・堺市南区は、使用者が届出を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負いません。
- ・使用者は、ロゴマークを使用した対象物の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、堺市に迷惑を及ぼさないように処理するものとします。
- ・使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、堺市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないものとします。

1 3 問い合わせ先・届出先

堺市南区役所 企画総務課

〒590-0141 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号

電話 072-290-1800 FAX 072-290-1814 メール minamikiso@city.sakai.lg.jp